

【当該工事の最低制限価格の算定の考え方について】

当該工事は、「建築一式工事」（一般工事（新営））と「土木一式工事」（構造物工事（浄水場等））の諸経費体系で構成されています。

当該工事の最低制限価格については、以下の算定に基づき、各々の諸経費体系毎に算定し、合算した金額を最低制限価格とします。

（参考）

最低制限価格の算定方法

最低制限価格：P

- ・ 建築一式工事

$$P = \{ \text{直接工事費} \times 90\% \times 0.97 + \text{共通仮設費} \times 0.97 + (\text{直設工事費} \times 10\% + \text{現場管理費}) \times 0.9 \text{ (税抜)}$$

- ・ 土木一式工事

$$P = \text{「直接工事費} \times 0.97 + \text{共通仮設費} \times 0.97 + \text{現場管理費} \times 0.9 + \text{一般管理費等} \times 0.75 \text{」 (税抜)}$$